

公共事業に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策の加速及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

また、両交付金制度については、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充すること。

4. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、汚水処理の早期概成を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

また、下水道は大量のストックを有し、今後下水道管の損傷や接続不良による浸入水の流入等により施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、改築・更新等に係る十分な財政措置を講じること。